

参考資料

○ 国民年金制度の概要	1
○ 厚生年金保険制度の概要	4
○ 政府管掌健康保険制度の概要	10
○ 地方事務官制度の廃止及び国民年金保険料収納事務の移管について	15
○ 国民年金推進員について	16
○ 各都道府県別の年金額の対県民所得比等	17
○ 平成16年年金制度改正の概要	18
○ 年金改革に関する有識者調査（抄）	20
○ 平成13年公的年金加入状況等調査（抄）	21
○ 収納対策のパンフレット等	32

国民年金制度の概要

1. 国民年金制度とは

(1) 制度の目的

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡についての給付を行い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする制度です。

(2) 被保険者

- ① 第1号被保険者・・・国内に住所を有する20歳以上60歳未満の学生・自営業者等
- ② 第2号被保険者・・・厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員等
- ③ 第3号被保険者・・・第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

2. 保険料負担について

(1) 保険料額

- ① 第1号被保険者が負担する保険料の額は、1月につき13,300円（平成16年度価額）です。

平成16年の年金制度改正により、平成17年4月から毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年度以降は16,900円（平成16年度価額）で固定されることになっています。

※ 保険料水準は、引上げ課程も含めて法律に明記

※このほか、本人の希望により、月400円の付加保険料お納付することができます（国民年金基金加入中の場合を除く）。

- ② 第2号被保険者及び第3号被保険者については、第2号被保険者が加入する被用者年金（厚生年金及び共済組合）が拠出金という形で保険料を負担します。

(2) 保険料の免除・学生納付特例制度

国民年金制度には、保険料の納付が困難な場合、前年の所得状況などに応じて保険料の全額または半額の納付を免除する制度があります。

① 法定免除

障害を支給事由とする年金給付や生活保護法による生活扶助を受けているとき等、法で定められている要件に該当すれば全額免除されます。

② 申請免除

本人または配偶者等の所得が低かったり、あるいは失業などにより保険料の納付が困難な場合、申請により全額または半額が免除されます。

③ 学生納付特例制度

一定の収入のない学生については、学生本人が社会人になってから保険料を支払うことができるよう、学生期間中は保険料納付を要しない学生納付特例制度があります。

平成16年の年金制度改正により、世帯主の収入が一定以上あるため保険料が免除とならない20歳台の若年者に対する保険料の納付猶予制度（平成17年4月施行）が導入されるほか、できるだけ保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、多段階免除制度が導入され、現行の全額・半額免除に加え、3/4免除及び1/4免除が追加（平成18年7月施行）されます。

3. 年金の給付について

(1) 給付の種類等

① 老齢基礎年金

原則として、保険料納付済期間と免除期間及び合算対象期間を合わせて25年以上ある人が65歳に達したときに支給されます。

なお、付加保険料を納付した者には、併せて付加年金が支給されます。

〔年金額〕

780,900円 × 改定率 （保険料を40年間納めた場合）

② 障害基礎年金

原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障害が残ったときに支給されます。

〔年金額〕

1級・・・780,900円 × 改定率 × 1.25（2級の障害基礎年金額の1.25倍）

2級・・・780,900円 × 改定率（老齢基礎年金と同額）

③ 遺族基礎年金

被保険者又は老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の妻（子がある場合のみ）または子に支給されます。

〔年金額〕

$780,900円 \times 改定率 + 子の加算額$

※平成16年制度改正後の年金額が従前の額より低い場合は、従前の額が保障されます。

④ その他の給付

上記の年金給付のほか、国民年金には次の独自給付があります。

- 寡婦年金
- 死亡一時金
- 脱退一時金（外国人）

（2）国庫負担等

基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料及び被用者年金制度からの拠出金並びに国庫負担金で賄われており、現在は、国庫負担として、基礎年金給付費の3分の1相当額が繰り入れられています。

平成16年の年金制度改正により、平成16年度から国庫負担割合の2分の1への引き上げに着手し、平成21年度までに引き上げを完了することとされています。

厚生年金保険制度の概要

1. 厚生年金保険制度とは

(1) 制度の目的

厚生年金保険制度とは、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

(2) 適用事業所と被保険者

次の事業所は、厚生年金保険の適用事業所となり、適用事業所に常時使用される70歳未満の人が厚生年金保険の被保険者となります。

○ 常時従業員を使用する法人の事業所

○ 常時5人以上の従業員を使用する会社、工場、事務所などの個人事業所

※なお、5人未満の個人事業所や、5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業など）や農業・漁業などを営む事業所は、その限りではありません。

※上記以外の事業所でも、従業員の半数以上が適用事業所となることに同意すれば、地方社会保険事務局長の認可を受けて適用事業所とすることができます。

2. 厚生年金保険の保険料負担のしくみ

(1) 保険料の計算方法

○ 毎月支払う厚生年金保険の保険料は、被保険者が受ける報酬をもとに決められる標準報酬月額（98,000円～620,000円）に、保険料率を乗じて計算されます。

○ また、賞与等に係る保険料については、標準賞与額（各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額：1回の賞与につき上限150万円）に毎月の保険料と同じ保険料率を乗じて計算されます。

(2) 保険料率（平成16年10月現在）

- 一般被保険者 13.934%
- 坑内員・船員 15.208%
- 旧JR共済組合 15.690%

- 旧JT共済組合 15.550%
- 旧農林漁業団体職員共済組合 14.704%

※ 厚生年金基金加入者の保険料率については、基金毎に2.4%から3.0%が減額された保険料率が適用されます。

平成16年の年金制度改正により、一般の保険料率は、平成16年10月より毎年0.354%ずつ引き上げられ（平成17年度からは9月引上げ）、平成29年9月以降は18.3%となります。

※ 保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記

(3) 保険料負担は労使折半

保険料は、事業主と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担し、事業主がまとめて保険者（社会保険事務所等）に納付します。

3. 厚生年金保険の給付について

(1) 給付の種類

- ① 老齢給付 — 60歳前半の特別支給の老齢厚生年金、報酬比例部分だけの老齢厚生年金（部分年金）
— 65歳以降の老齢厚生年金
- ② 障害給付 — 障害基礎年金の上乗せ給付である障害厚生年金（1級・2級）
— 厚生年金保険の独自給付である障害厚生年金（3級）・障害手当金
- ③ 遺族給付 — 遺族厚生年金
- ④ 脱退一時金（外国人）

(2) 60歳台前半の老齢厚生年金

① 特別支給の老齢厚生年金（昭和24年（女性は昭和29年）4月1日以前に生まれた方）

〔支給要件〕

次の条件を全て満たしているときに、60歳から65歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

- ・ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合わせて25年以上あること
- ・ 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること
- ・ 60歳以上65歳未満で退職していること、または、在職中でも一定の基準にあてはまること

〔年金額〕

ア 定額部分	+	イ 報酬比例部分	+	ウ 加給年金額
--------	---	----------	---	---------

ア 定額部分 = 定額単価（3,053円～1,628円）×改定率×被保険者期間の月数

イ 報酬比例部分 = 平均標準報酬額×乗率（生年月日により $\frac{7,308}{1,000} \sim \frac{5,481}{1,000}$ ）×被保険者期間の月数

ウ 加給年金額

厚生年金の被保険者期間が原則20年以上の老齢厚生年金について、生計維持のある「配偶者」または「18歳未満の子あるいは20歳未満の1級・2級の障害のある子」に対して加算されます。

	配偶者	第1子・第2子	第3子以降
加給年金額	224,700円×改定率	各224,700円×改定率	各74,900円×改定率

- ② 報酬比例部分だけの老齢厚生年金（昭和24年（女性は昭和29年）4月2日から昭和28年（女性は昭和33年）4月1日までに生まれた方）

〔支給要件〕 特別支給の老齢厚生年金と同じです。

〔年金額〕

報酬比例部分

- （3）65歳以降の老齢厚生年金（本来支給の老齢厚生年金）

〔支給要件〕

老齢厚生年金は、国民年金の老齢基礎年金に上乗せする報酬比例年金で、厚生年金の被保険者期間が1月以上あれば支給されます。

〔年金額〕

報酬比例部分

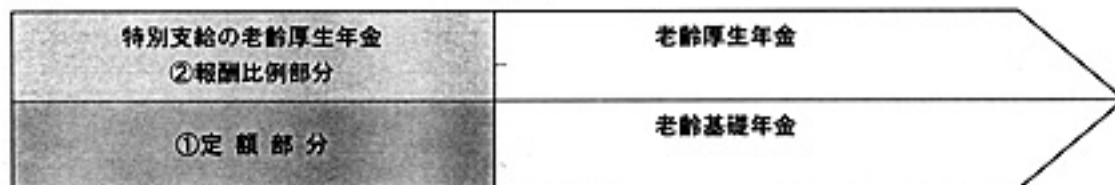
+

加給年金額

（概念図）

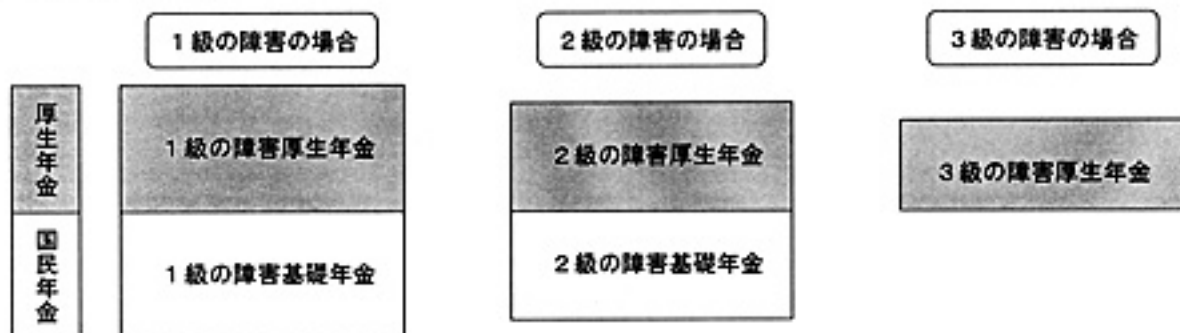
60歳

65歳



(3) 障害厚生年金

① 障害給付の概要



② 障害厚生年金

障害等級 1 級及び 2 級の障害厚生年金は、厚生年金被保険者期間中の病気やけがにより障害が生じたときに、障害基礎年金に上積みして支給されます。また、3 級の障害厚生年金は、厚生年金独自の給付として支給されます。

③ 障害手当金

障害の程度が 1 級から 3 級の障害より軽い場合に一時金として支給されます。

〔年金額〕

1 級・・・報酬比例部分 × 1.25 + 配偶者加給年金額

2 級・・・報酬比例部分 + 配偶者加給年金額

3 級・・・報酬比例部分（最低保障あり）

障害手当金・・・報酬比例部分 × 2（最低保障あり）

(3) 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が亡くなった場合に、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金がその人の遺族に支給されます。

〔支給要件〕

次の人が死亡した場合に、その人に生計を維持されていた配偶者、子、父母等に支給されます。

- ・ 被保険者
- ・ 資格喪失後、被保険者期間中の傷病で初診日から5年以内に死亡した人
- ・ 1級、2級の障害厚生年金の受給権者
- ・ 老齢厚生年金の受給権者

〔年金額〕

$$\text{報酬比例部分} \times \frac{3}{4}$$

※平成16年制度改正後の年金額が従前の額より低い場合は、従前の額が保障されます。

(4) 脱退一時金

厚生年金の被保険者期間が6ヶ月以上あり、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていない外国人が、被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所がなくなった日から2年以内に請求すると、脱退一時金が支給されます。

〔支給額〕

$$\text{平均標準報酬額} \times \text{支給率 (被保険者期間により 0.4 \sim 2.4)}$$

政府管掌健康保険制度の概要

1. 健康保険制度とは

(1) 制度の目的

健康保険制度とは、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行うことを目的とする制度です。

(2) 健康保険の適用事業所と被保険者

次の事業所は、健康保険の適用事業所となり、適用事業所に常時使用される従業員が健康保険の被保険者となります。

○常時従業員を使用する法人の事業所

○常時5人以上の従業員を使用する会社、工場、商店、事務所などの個人事業所

※ なお、5人未満の個人事業所や、5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業など）や農業・漁業などを営む事業所は、その限りではありません。

※ 上記以外の事業所でも、従業員の半数以上が適用事業所となることに同意すれば、地方社会保険事務局長の許可を受けて適用事業所となることができます。

(3) 政府管掌健康保険とは

○適用事業所の事業主は、一定の要件（※）を満たす場合は健康保険組合を設立することができます。

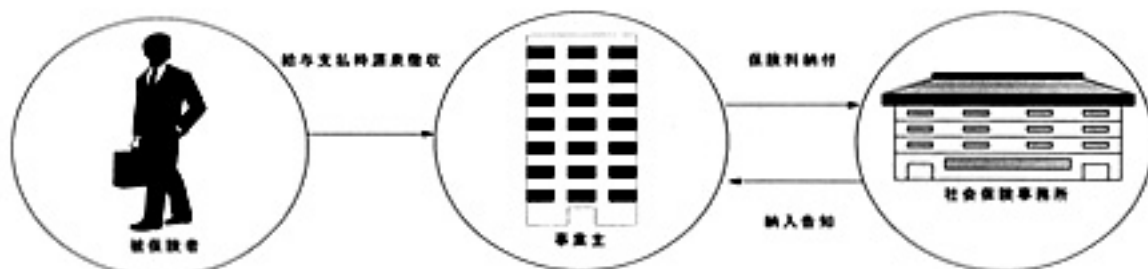
※ 1つの企業によって作られる単一組合は、被保険者が700人以上であること、
同種同業の複数の企業によって作られる総合組合は、被保険者が3,000人以上であること
が要件となっているため、健康保険組合を設立する事業主は一般的に大きな企業です。

○健康保険組合の組合員でない被保険者については、政府（社会保険庁）が保険者となります。（政府管掌健康保険）。

2. 健康保険の保険料負担のしくみ

(1) 保険料の計算方法

- 毎月支払う健康保険の保険料は、被保険者が受ける報酬をもとに決められる標準報酬月額（98,000円～980,000円）に、保険料率（一般保険料率＋介護保険料率）を乗じて計算されます。
- また、賞与等に係る保険料については、標準賞与額（各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額：1回の賞与につき上限200万円）に毎月の保険料と同じ保険料率を乗じて計算されます。



(2) 政府管掌健康保険の保険料率（平成16年3月現在）

- 介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）に該当しない被保険者 1000分の82
- 介護保険の第2号被保険者に該当する被保険者 1000分の93.1（※）

※この保険料率は、介護保険料率1000分の11.1を含んだものです。

(3) 保険料負担は労使折半

保険料は、事業主と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担し、事業主がまとめて保険者（政府管掌健康保険の場合は社会保険事務所等）に納付します。

3. 健康保険の給付について

(1) 給付の種類

① 病気やけがをしたとき

療養の給付・家族療養費（現物給付）

被保険者やその家族が病気やけがをしたとき、健康保険を扱っている医療機関などへ被保険者証を提示することにより、3割の自己負担で治療が受けられます。

入院時食事療養費（現物給付）

健康保険を扱っている医療機関等に入院したときの食事の費用については、健康保険から給付する入院時食事療養費と入院患者が支払う標準負担額によりまかなわれます。その標準負担額は、被保険者・被扶養者とも1日につき780円とされています。

高額療養費（現金給付）

被保険者または被扶養者が病気やけがで、自己負担金として病院などへ支払った額（食事療養に係る標準負担額を除く）が1か月につき基準額を超えるときは、その超えた額が高額療養費として支給されます。

② 病気やけがで仕事を休んだとき

傷病手当金（現金給付）

被保険者が病気やけがのため、4日以上仕事を休み、その間給料が支給されないときに、4日目から1年6ヶ月の範囲内で、休んだ日1日につき、原則として、標準報酬日額の6割が支給されます。

注）標準報酬日額・・・標準報酬月額（被保険者の給料を区分した標準報酬にあてはめて決定したもの。）を30で割った額。

③ 出産したとき

出産手当金（現金給付）

被保険者が出産のため会社を休み、その間給料が支給されないとき、出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日以後56日までの期間で1日につき、原則として、標準報酬日額の6割が支給されます。（出産の日が産前予定日より遅れた場合はその日数分についても支給されます。）

出産育児一時金・家族出産育児一時金（現金給付）

被保険者または被扶養者が出産したときは、一時金として1児ごとに30万円が支給されます。

④ 亡くなったとき

埋葬料・家族埋葬料（現金給付）

被保険者が亡くなったときは、埋葬を行った家族などに、故人の標準報酬月額1ヶ月分（その額が10万円に満たないときは、10万円）が支給されます。被扶養者が亡くなったときは、10万円が支給されます。

（2）現物給付と現金給付（保険給付等の流れについては次頁参照）

① 現物給付

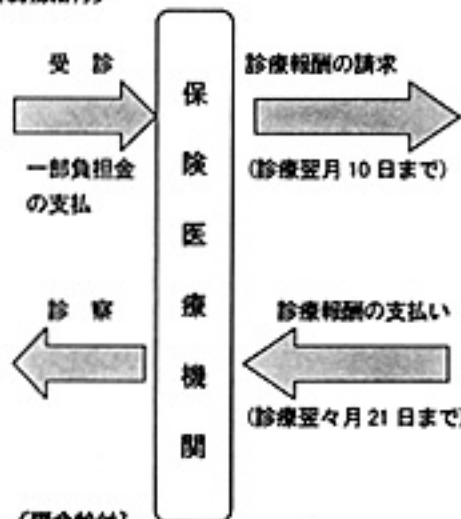
現物給付については、保険医療機関等へ被保険者証を提示し、一定の自己負担をすることによって給付が受けられます。保険者に対する給付の請求は、保険医療機関等が支払基金を通じて行います。

② 現金給付

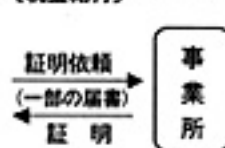
現金給付については、被保険者が保険者に対して給付の申請を行うことによって受給することができます。

保険給付業務（健康保険）

〔現物給付〕

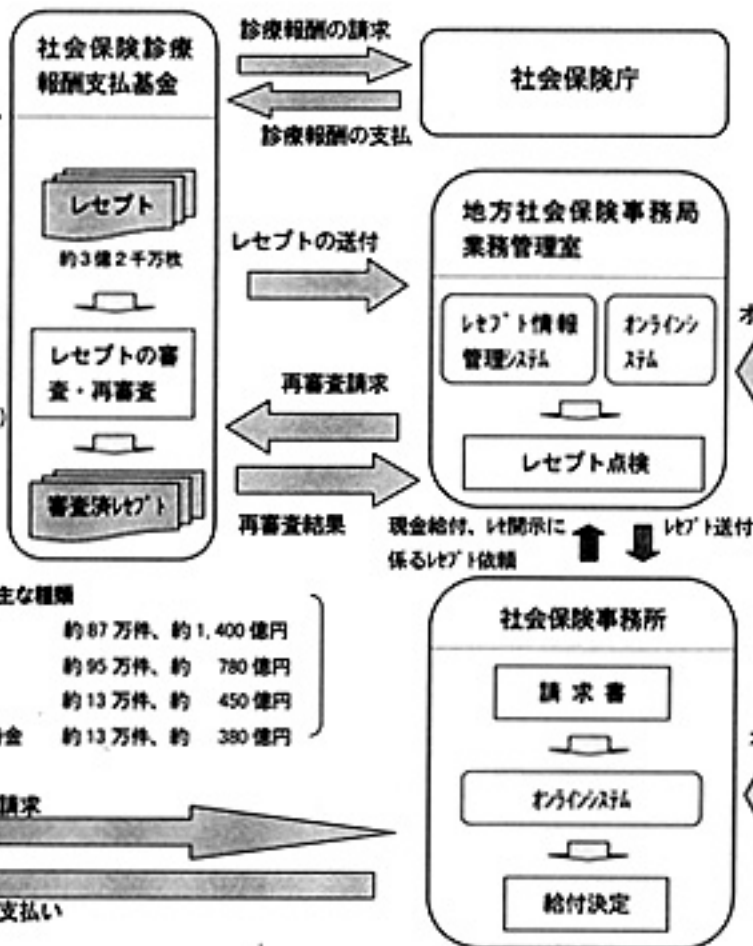
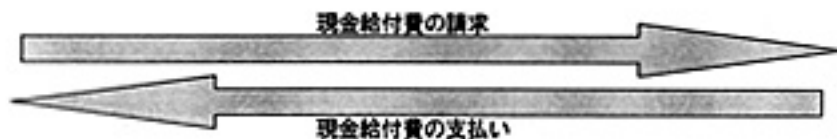


〔現金給付〕



○ 現金給付費の主な種類

- ・ 傷病手当金 約 87 万件、約 1,400 億円
- ・ 高額療養費 約 95 万件、約 780 億円
- ・ 出産手当金 約 13 万件、約 450 億円
- ・ 出産育児一時金 約 13 万件、約 380 億円



社会保険業務センター

地方事務官制度の廃止及び国民年金保険料収納事務の移管について

地方事務官制度の廃止

社会保険関係事務については、国が保険者として最終的な責任を負い、不断の経営努力を行うことが不可欠であることから、地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日）において、国の直接執行事務として社会保険庁が一元的に実施することとして整理された。これを受けて、地方事務官制度が廃止されることとなり、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、都道府県において当該事務に従事していた職員の身分が厚生事務官とされたものである。

「地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日）」の考え方

健康保険、厚生年金、国民年金等、地方事務官が従事する社会保険の事務は、国が保険者として経営責任を負い、不断の経営努力を行うことが不可欠であること、また、全国規模の事業体として効率的な事業運営を確保するためには一体的な事務処理による運営が要請されていること等から、「国の直接執行事務」と整理。

「地方事務官」について

地方自治法制定（昭和22年）の際、官吏（国家公務員）で社会保険関係事務に従事する地方の職員は、当分の間、官吏のままとされ、主務大臣が人事権を有し、都道府県知事が業務の指揮監督を行うこととされていた。

国民年金保険料収納事務の移管

国民年金保険料収納事務については、機関委任事務として市町村の窓口において行われてきたところであるが、地方分権推進委員会第3次勧告を受け、原則として国が直接行うものとして整理され、地方分権一括法の施行に伴い、平成14年4月より国に移管されたものである。

国民年金推進員について

1 目的・背景

地方分権推進委員会第3次勧告において、国民年金を含む社会保険関係事務が国の直接執行事務として整理され、平成14年度から国民年金保険料の収納事務が市町村から国へ移管されたことに伴い、社会保険事務所において、戸別訪問により新規未納者及び短期未納者に対する制度周知、保険料の納付督促及び収納等を行うため、国民年金推進員を設置することとしたものである。

2 採用基準

国民年金制度に理解があり、かつ、職務遂行能力を有する者を公募により採用。

3 任 期 6ヶ月（再任可）

4 身 分 非常勤の一般職の国家公務員

5 勤務時間

(1) 1週間当たり30時間（土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間）

(2) 1日8時間以内、週休2日

6 給与

(1) 月額 155,000円（ただし、夜間・休日の勤務時間が週の勤務時間の2分の1以下のときは146,000円）

(2) 賞与 期末給与 …… 6月に0.75月分、12月に0.85月分（全員）
 勤勉給与 …… 0.30月分（特に勤務成績が優秀な者（設置数の1割を上限）に支給）
 （6月及び12月） 0.15月分（勤務成績が優秀な者（設置数の2割を上限）に支給）

7 設置数

平成14年度 1,858人、 平成15年度 1,948人、 平成16年度 2,566人

各都道府県別の年金給付額の対県民所得比等

	高齢化率	年金給付額 (百万円)	県民所得 (百万円)	年金給付額 の対県民所得 比 (%)	家計最終 消費支出 (百万円)	年金給付額 の対家計最終 消費支出 比 (%)	米生産額 (億円)	年金給付額 と米生産額 の比較 (倍)	平成13 年度国民 年金給付率 (%)
北海道	18.9	1,481,917	10,231,701	9.1	11,240,888	13.2	1,569	9.4	72.7
青森	20.1	322,287	3,717,117	8.7	2,246,926	14.3	647	5.0	75.2
岩手	22.2	360,821	3,785,722	9.5	2,432,315	14.8	874	4.1	84.4
宮城	17.9	549,152	6,548,431	8.4	4,297,474	12.8	1,098	5.0	75.9
秋田	24.3	320,800	2,882,872	11.1	2,183,148	14.7	1,307	2.5	87.8
山形	23.5	335,888	3,340,453	10.1	2,121,751	15.8	1,056	3.2	85.7
福島	20.8	540,850	5,956,779	9.1	3,526,480	15.3	1,112	4.9	75.8
茨城	17.1	670,542	8,973,046	7.5	5,487,956	12.2	1,070	6.3	71.9
栃木	17.7	473,822	6,442,343	7.4	3,496,498	13.6	948	5.0	70.7
群馬	18.7	516,632	6,079,918	8.5	3,636,786	14.2	217	23.8	74.3
埼玉	13.5	1,593,842	22,609,241	7.0	13,945,933	11.4	466	34.2	67.1
千葉	14.9	1,437,595	18,995,699	7.6	12,003,203	12.0	876	16.4	68.6
東京	16.5	3,184,301	52,656,464	6.0	29,757,748	10.7	2	15,921.5	61.8
神奈川	14.4	2,313,281	27,697,343	8.4	18,651,217	12.4	41	564.2	66.6
新潟	21.9	723,935	7,159,364	10.1	4,565,958	15.9	2,019	3.6	88.4
富山	21.5	369,199	3,285,216	11.2	1,983,792	18.6	581	6.4	80.6
石川	19.2	337,617	3,507,135	9.6	2,187,565	15.4	376	9.0	79.5
福井	21.1	248,546	2,512,014	9.9	1,645,056	15.1	411	6.0	83.0
山梨	20.0	209,091	2,573,155	8.1	1,595,054	13.1	77	27.2	73.7
長野	21.9	667,377	6,655,718	10.0	4,290,536	15.6	590	11.2	85.7
岐阜	18.8	592,367	6,082,866	9.7	3,862,851	15.3	325	18.2	83.6
静岡	18.3	1,197,626	12,032,432	9.2	6,871,457	16.1	248	44.7	81.5
愛知	15.1	1,869,761	24,640,243	7.6	15,885,012	11.8	371	50.4	73.2
三重	19.5	541,696	5,519,286	9.8	3,196,718	18.9	440	12.3	76.7

(注1) 高齢化率は、平成13年10月1日現在(総務省：人口推計)。

(注2) 年金給付額は、平成13年度(社会保険庁：事業年報)。

(注3) 県民所得は、平成12年度(内閣府：県民経済計算)。

(注4) 家計最終消費支出は、平成12年度(内閣府：県民経済計算)。

(注5) 米生産額は、平成12年度(農林水産省：生産農業所得統計)。

	高齢化率	年金給付額 (百万円)	県民所得 (百万円)	年金給付額 の対県民所得 比 (%)	家計最終 消費支出 (百万円)	年金給付額 の対家計最終 消費支出 比 (%)	米生産額 (億円)	年金給付額 と米生産額 の比較 (倍)	平成13 年度国民 年金給付率 (%)
滋賀	16.5	356,093	4,391,255	8.1	2,584,880	13.8	468	7.6	81.7
京都	18.1	723,339	8,009,000	9.0	4,749,499	15.2	234	30.9	69.5
大阪	15.7	2,326,602	29,065,006	8.0	20,316,693	11.5	82	283.7	56.7
兵庫	17.6	1,653,068	15,789,173	10.5	10,551,900	15.7	566	29.2	67.4
奈良	17.3	377,134	4,167,225	9.1	2,864,513	13.2	138	27.3	69.5
和歌山	21.8	302,714	2,634,412	11.5	1,695,184	17.9	92	32.9	73.9
鳥取	22.6	179,209	1,608,752	11.1	1,165,527	15.4	204	8.8	84.7
島根	25.5	243,188	1,934,850	12.6	1,312,070	18.5	287	8.5	86.3
岡山	20.7	617,520	5,167,841	11.9	3,248,294	19.0	433	14.3	72.9
広島	19.1	902,306	8,524,553	10.6	5,448,160	16.6	358	25.2	73.9
山口	22.9	547,488	4,346,195	12.6	2,700,350	20.3	340	16.1	81.1
徳島	22.5	221,969	2,229,430	10.0	1,347,653	16.5	166	13.4	73.6
香川	21.5	323,054	2,851,478	11.3	2,150,517	15.0	188	17.4	81.1
愛媛	22.0	438,883	3,725,307	11.8	2,356,452	18.6	208	21.1	80.4
高知	24.1	231,182	1,956,940	11.8	1,457,639	15.9	154	15.0	73.3
福岡	17.9	1,369,344	13,341,680	10.3	9,271,418	14.8	502	27.3	71.1
佐賀	20.9	231,291	2,261,795	10.2	1,450,306	15.9	396	5.8	78.6
長崎	21.4	416,410	3,556,010	11.7	2,303,040	18.1	179	23.3	76.6
熊本	21.8	470,368	4,920,115	9.6	3,216,255	14.6	561	8.4	79.0
大分	22.4	325,982	3,378,384	9.7	2,137,846	15.2	366	8.9	77.1
宮崎	21.3	292,872	2,854,425	10.3	1,880,014	15.6	286	10.3	76.3
鹿児島	23.1	468,354	4,153,045	11.2	2,819,948	16.5	311	15.0	75.7
沖縄	14.5	205,554	2,801,045	7.3	1,769,196	11.6	9	228.4	50.8

平成16年年金制度改正の概要

【平成12年改正で残された課題】

- 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ
- 厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除
- 女性と年金に関わる課題

【平成12年改正以降の社会経済の変化】

- 少子高齢化の一層の進行（平成14年人口推計）
- 現行の給付水準を維持した場合、厚生年金保険料は25.9%、国民年金は29,500円（平成16年度価格）
- 個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できることが更に要請

1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

【基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ】

- 平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

- ・16年度以降：年金課税の見直しによる増収分を充当（平成16年1,600億円程度、平成16年度272億円）
- ・17年度及び18年度：我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引上げ
- ・19年度を目途：政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、21年度までに完全に引上げ

【財政検証の実施】

- 少なくとも5年ごとに、概ね100年程度の期間にわたる年金財政の検証を行う。

【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】

- 保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み（保険料水準固定方式）とする。

- （厚生年金）平成16（2004）年10月から毎年0.354%ずつ引上げ
平成29（2017）年度以降18.30%とする。
- （国民年金）平成17（2005）年4月から毎年月額280円引上げ
平成29（2017）年度以降16,900円とする。（いずれも平成16年度価格）

- 社会全体の保険料負担能力の伸びを反映させることで、給付水準を調整（マクロ経済スライド）する。（ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持）

- （新規就業者）1人あたり賃金伸び率 → スライド調整率
- （既職者）物価上昇率 → スライド調整率
- ※スライド調整率：公的年金被保険者数の減少率＋平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）
→ 2025年度までは平均年0.9%程度

- 給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、厚生年金の標準的な年金世帯の給付水準は、現役世代の平均的収入の50%を上回る。

- 厚生年金の最終保険料率を18.30%に固定し、給付水準を自動調整
→ 基準ケースで、平成35（2023）年以降厚生年金のモデル年金（夫婦の基礎年金を含む）の所得代替率 50.2%

2 生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築

○在職老齢年金制度の見直し

- ・60歳前半の被用者の在職老齢年金制度の見直し（一律2割の支給停止措置の廃止）
- ・70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の実施（保険料負担は求めない）
- ・65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入

○短時間労働者への厚生年金の適用

- ・厚生年金が企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年を目途に、総合的に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

○次世代育成支援の拡充

- ・育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充（1歳未満→3歳未満）
- ・勤務時間短縮等により標準報酬が低下した時の年金額計算上の配慮措置（従前の標準報酬額を適用）

○女性と年金

（第3号被保険者期間の厚生年金の分割）

- ・被扶養配偶者のいる被保険者が負担した保険料は共同して負担したものであることを基本的認識とする。
- ・離婚した場合や分割を適用することが必要な事情がある場合、第3号被保険者期間（施行後の期間）の厚生年金の2分の1を分割できるものとする。

（離婚時の厚生年金の分割）

- ・配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、離婚時に厚生年金を分割できるものとする。（年金額の基礎となる標準報酬額につき、当事者双方の離婚期間中の合計の半分を上限）

（遺族年金制度の見直し）

- ・自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給
- ・子のいない30歳未満の遺族配偶者への給付の有期化（5年）、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時40歳以上とする。

○障害年金の改善

- ・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする（障害を有しながら就労したことを年金制度上評価）

○国民年金保険料の徴収対策の強化

- （所得水準に応じた多段階免除制度の導入、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入等）
- 年金制度の理解を深めるための取組（年金個人情報通知の定期的な通知（ポイント制））
- 第3号被保険者の特例届出の実施（過去の未届届出の救済）
- 企業年金の安定化と充実（厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除・解散時の特例、確定拠出年金の中途引出しの要件緩和、企業年金のポータビリティの向上）

- 年金積立金の運用の在り方を見直し（国内債券を中心とし国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資による運用・専門性の徹底や責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人の創設・運用の資産構成割合は当該独立行政法人で決定）

- ※社会保障制度全般の一体的見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うこと、この見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を願望し、制度体系の在り方について検討することを改正法附則に規定（衆議院修正）

「年金改革に関する有識者調査」のあらまし（抄）

【調査の概要】

1. 調査の目的 年金制度のあり方について、各界有識者の意見を聴き、次期年金制度改正の参考に資する。

2. 調査対象 有識者 2,400名

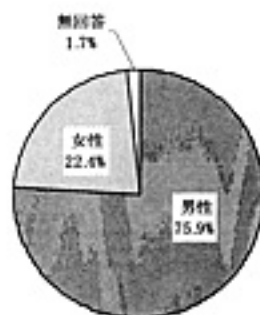
（学識者、年金実務、報道・評論、経済界、労働界、農林水産・自営業、青年、
女性団体等、行政機関の各分野より）

3. 調査時期 平成15年3月～4月

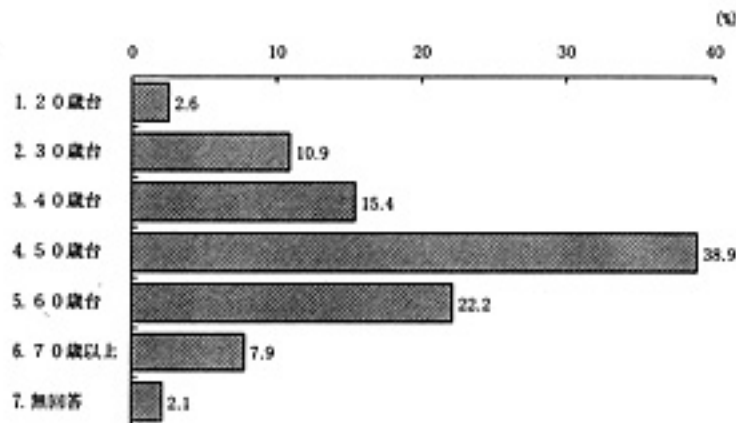
4. 調査方法 郵送による調査票の発送・回収

5. 回収状況 有効回答数 1,238名 （有効回答率 51.5%）

（性別）



（年齢別）



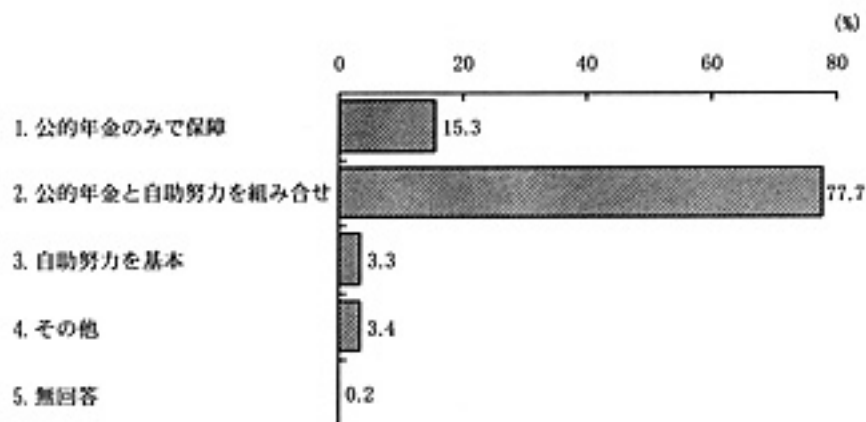
「年金改革に関する有識者調査」の調査結果（抄）

問1 老後の生活設計について

老後の生活設計について、あなたはどのような姿が望ましいとお考えですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。「4、その他」と回答された方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

（全体の結果）



平成 13 年公的年金加入状況等調査の概要

1. 調査の目的

公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連を把握するとともに、公的年金に関する周知度、公的年金に加入していない理由等を把握し、国民年金の事業運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象及び調査客体の抽出方法

(1) 調査対象

平成 13 年 10 月 15 日現在の全世帯の 15 歳以上の世帯員を対象とする。

(2) 調査客体の抽出

平成 7 年国勢調査区（1 調査区に概ね 50 世帯が含まれるように約 88 万地区設定）から層化無作為抽出法により 5,240 調査区を抽出して調査を行う「国民生活基礎調査」（平成 13 年 6 月実施、厚生労働省大臣官房統計情報部）の調査区から全国 1,638 地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内の全世帯の 15 歳以上の世帯員を調査客体とする（世帯数は約 8.6 万世帯）。

3. 調査の方法及び調査系統

(1) 調査の方法

調査員の世帯訪問による直接面接方式（調査票を調査員が記入）

(2) 調査系統

社会保険庁－地方社会保険事務局－調査員－調査世帯

4. 回収率

79.2%（世帯数比）

平成13年公的年金加入状況等調査結果の概要（抄）

7. 制度周知状況

（1）基礎年金の財政に関する周知度

基礎年金の財政は、厚生年金、共済年金、国民年金などの全ての公的年金制度の加入者の負担で支えられていることについて知っている割合は、第3号被保険者で84.0%、第2号被保険者で83.8%と高く、第1号被保険者が76.2%と続いている。

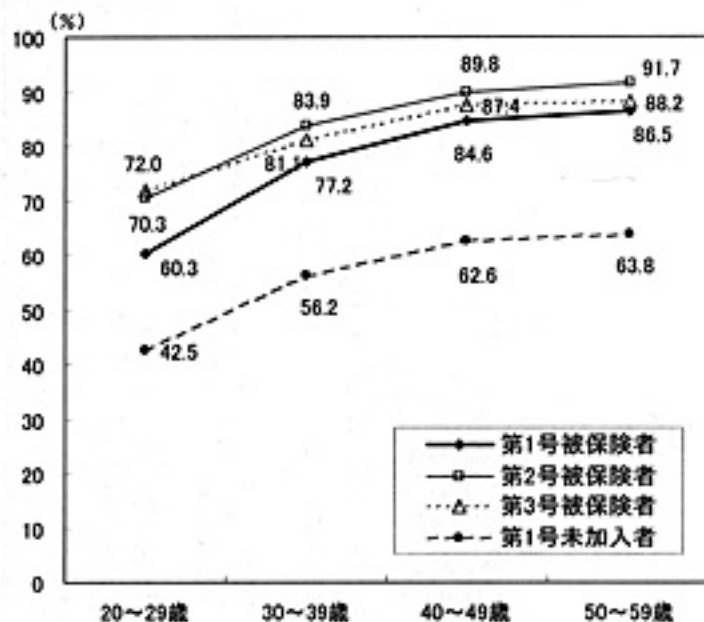
特に20～29歳では、知っている割合は第3号被保険者で72.0%、第2号被保険者で70.3%、第1号被保険者で60.3%となっている。

基礎年金の財政に関する周知度

	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
		(単位：%)			
総数	81.0	76.2	83.8	84.0	57.0
20～29歳	65.9	60.3	70.3	72.0	42.5
30～39歳	81.4	77.2	83.9	81.1	56.2
40～49歳	87.6	84.6	89.8	87.4	62.6
50～59歳	88.8	86.5	91.7	88.2	63.8

注1) 無回答の者を除く。

注2) 総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。



(2) 加入義務に関する周知度

20～59歳の国民は公的年金に加入しなければならないことについて知っている割合は、第3号被保険者で93.9%、第2号被保険者で92.7%、第1号被保険者で89.1%となっているが、第1号未加入者では65.1%となっている。

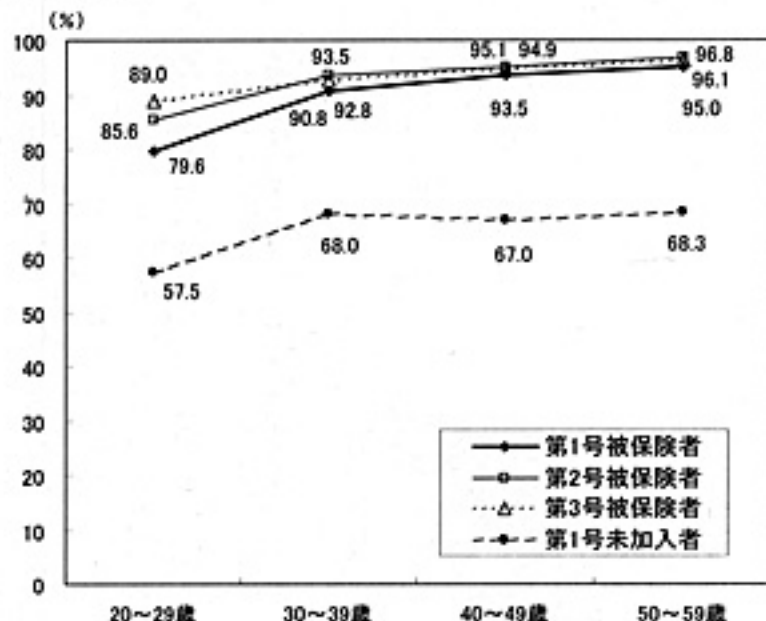
特に20～29歳では、知っている割合は第3号被保険者で89.0%、第2号被保険者で85.6%、第1号被保険者で79.6%となっているが、第1号未加入者では57.5%となっている。

加入義務に関する周知度

	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
		(単位：%)			
総数	91.3	89.1	92.7	93.9	65.1
20～29歳	82.8	79.6	85.6	89.0	57.5
30～39歳	92.4	90.8	93.5	92.8	68.0
40～49歳	94.1	93.5	95.1	94.9	67.0
50～59歳	95.5	95.0	96.8	96.1	68.3

注1) 無回答の者を除く。

注2) 総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。



(3) 納付義務及び免除制度の周知度

保険料の納付義務について知っている割合は、第3号被保険者で91.4%、第2号被保険者で90.5%、第1号被保険者で85.6%となっているのに対し、第1号未加入者では62.0%にとどまっている。

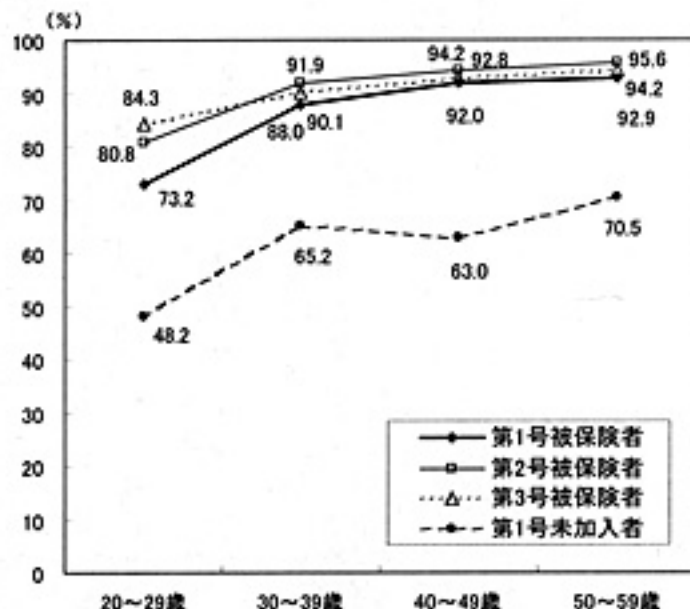
特に20～29歳では、知っている割合は第3号被保険者で84.3%、第2号被保険者で80.8%、第1号被保険者で73.2%となっている。

納付義務の周知度

	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
		(単位：%)			
総数	88.6	85.6	90.5	91.4	62.0
20～29歳	77.3	73.2	80.8	84.3	48.2
30～39歳	90.3	88.0	91.9	90.1	65.2
40～49歳	92.8	92.0	94.2	92.8	63.0
50～59歳	94.0	92.9	95.6	94.2	70.5

注1) 無回答の者を除く。

注2) 総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。



また、保険料の免除制度について知っている割合は、第1号被保険者で63.3%、第2号被保険者で59.1%、第3号被保険者で58.7%となっているのに対して、第1号未加入者では38.1%にとどまっている。

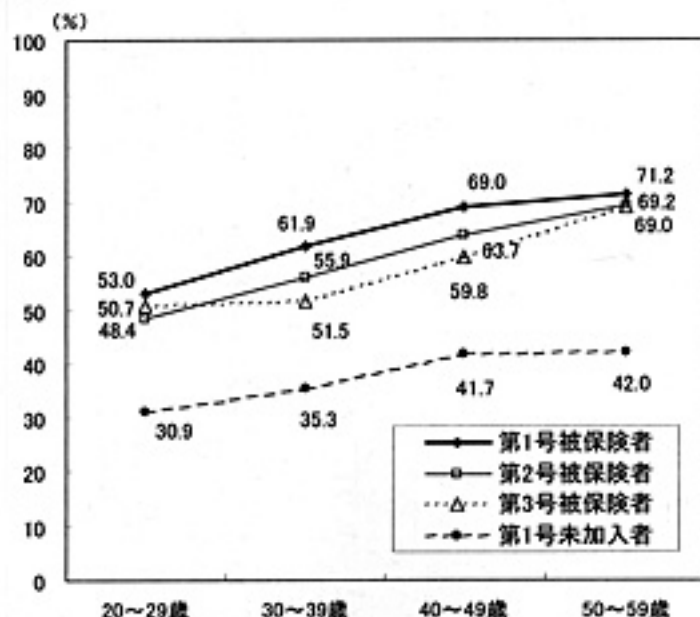
特に20～29歳では、知っている割合は第1号被保険者で53.0%、第3号被保険者で50.7%、第2号被保険者で48.4%となっているが、第1号未加入者では30.9%となっている。

免除制度の周知度

	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	60.0	63.3	59.1	58.7	38.1
20～29歳	49.9	53.0	48.4	50.7	30.9
30～39歳	56.1	61.9	55.9	51.5	35.3
40～49歳	63.7	69.0	63.7	59.8	41.7
50～59歳	69.4	71.2	69.2	69.0	42.0

注1) 無回答の者を除く。

2) 総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。



(4) 年金給付の実質価値維持の制度の周知度

年金額が物価の上昇に応じてスライド改定されていること(実質価値の維持)について知っている割合は、第2号被保険者で56.0%、第3号被保険者で50.6%、第1号被保険者で48.3%となっているのに対し、第1号未加入者では28.7%となっている。

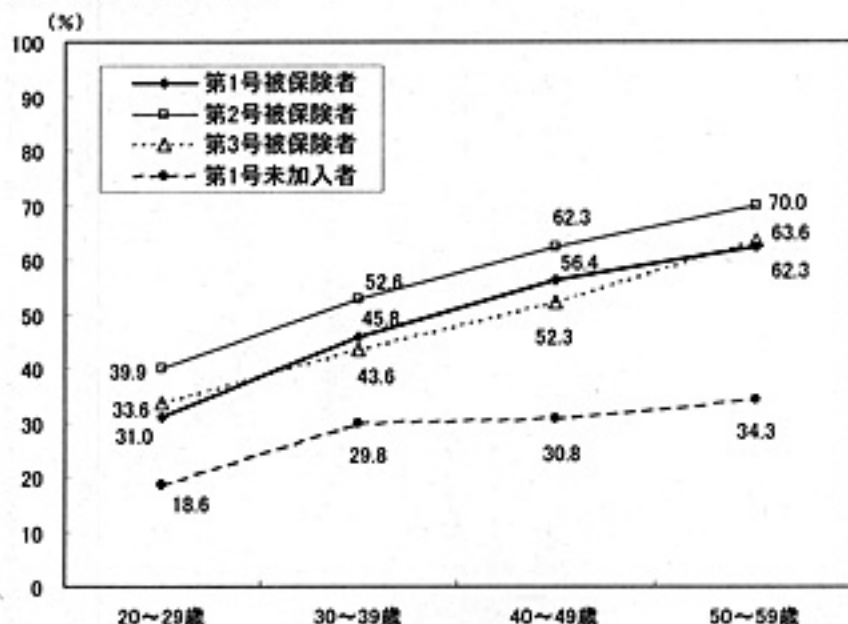
特に20～29歳では、知っている割合は第2号被保険者で39.9%、第3号被保険者で33.6%、第1号被保険者で31.0%となっているが、第1号未加入者では18.6%となっている。

年金給付の実質価値維持の制度の周知度

	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
		(単位: %)			
総数	52.5	48.3	56.0	50.6	28.7
20～29歳	35.8	31.0	39.9	33.6	18.6
30～39歳	49.0	45.8	52.6	43.6	29.8
40～49歳	58.4	56.4	62.3	52.3	30.8
50～59歳	65.8	62.3	70.0	63.6	34.3

注1) 無回答の者を除く。

2) 総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。

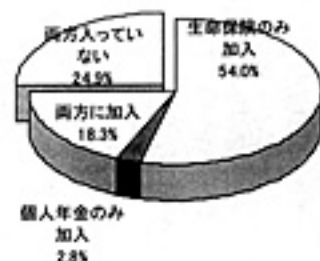


8. 生命保険・個人年金加入状況

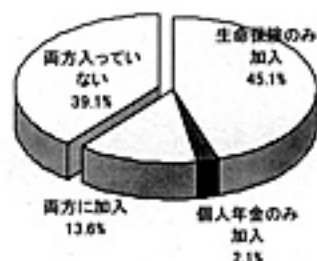
生命保険・個人年金加入状況を見ると、少なくともいずれか一方に加入している者の割合は、第2号被保険者及び第3号被保険者では8割以上、第1号被保険者は75.1%となっているが、第1号未加入者でも6割程度が加入している。

なお、第1号未加入者で生命保険・個人年金のいずれにも加入している者は13.6%となっている。

第1号被保険者



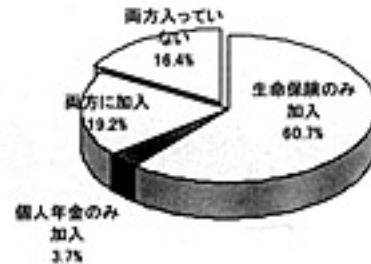
第1号未加入者



第2号被保険者



第3号被保険者

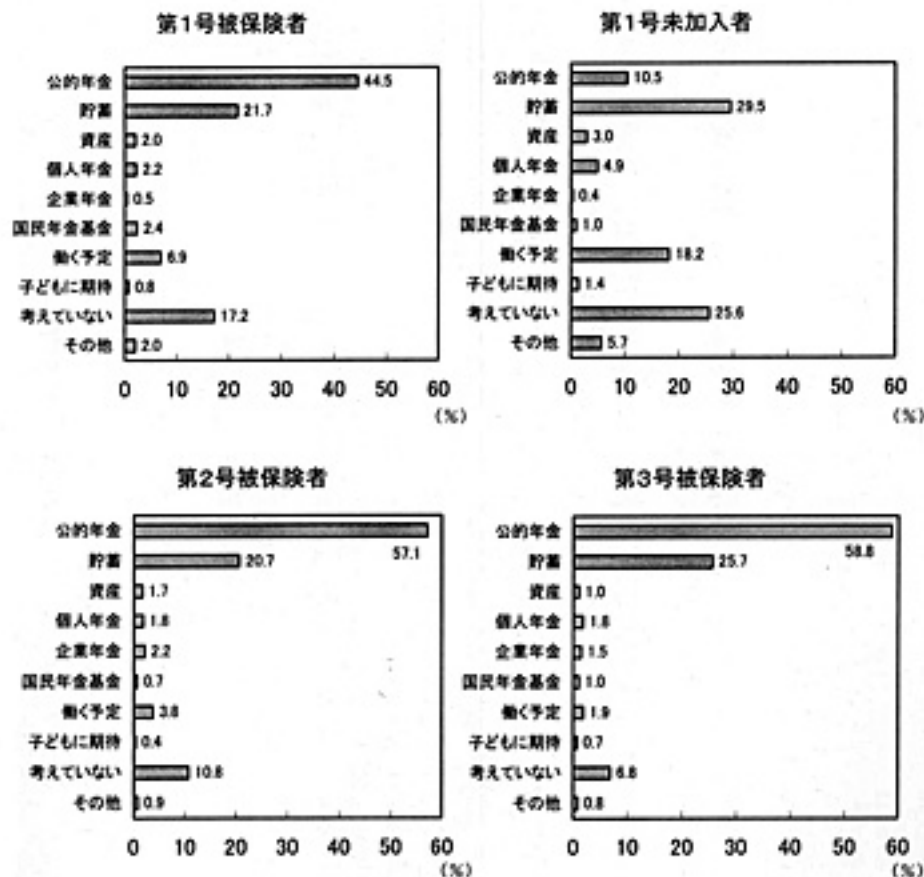


注1) 無回答の者を除く。

2) 20～59歳の者にかかる状況である。

9. 老後の生活設計

老後の生活設計についての主要回答（最も主要なもの）をみると、第2号被保険者及び第3号被保険者では、「公的年金」が最も多く6割程度を占めている。第1号被保険者でも「公的年金」が最も多く44.5%を占めている。対して、第1号未加入者では、「貯蓄」が29.5%で最も多く、「考えていない」が25.6%、「働く予定」18.2%となっている。

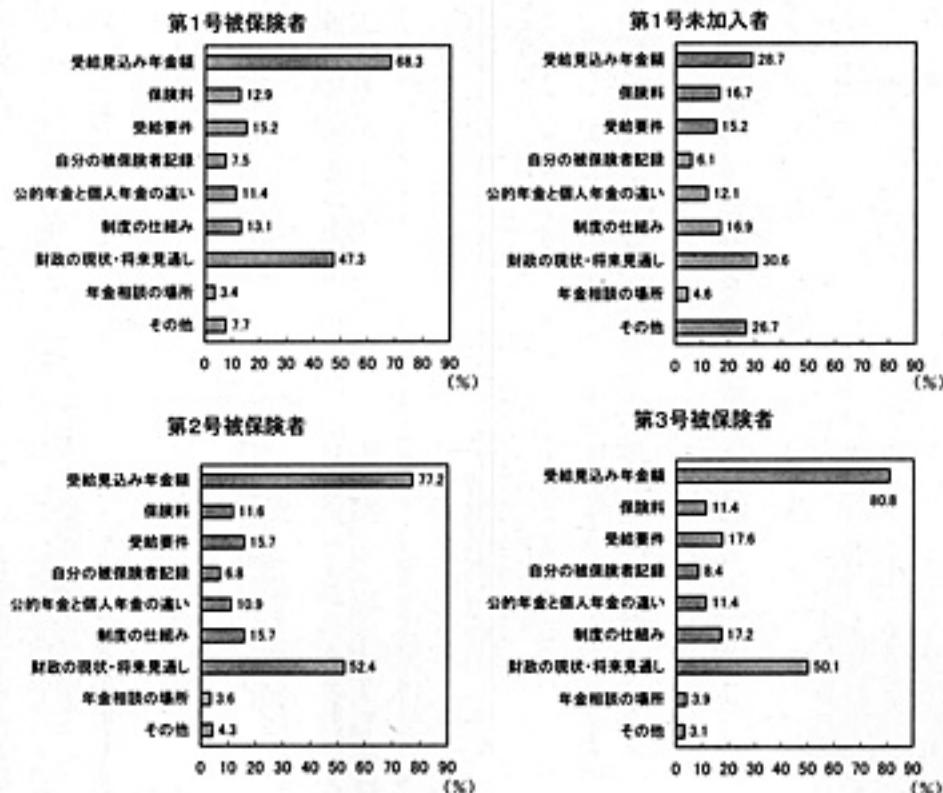


注1) 無回答の者を除く。

注2) 20～59歳の者にかかる状況である。

10. 公的年金に関して知りたいこと

公的年金に関して知りたいことについては、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者では、「受給見込み年金額」や「財政の現状・将来見通し」について知りたいとする者の割合が際立って高いが、第1号未加入者ではそのような傾向が見られない。



注1) 無回答の者を除く。

2) 複数回答(3つまで)であるため、合計は100%を超える。

3) 20～59歳の者にかかる状況である。

11. 未加入の理由・今後の加入意志

第1号未加入者の未加入の理由をみると、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が21.4%、「制度の仕組みを知らなかった」が15.9%、「加入の届出をする必要はないと思ったから」が14.4%と続いている。

第1号未加入者の未加入の理由

理 由	割合(%)
総数	100.0
届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等	44.1
加入の届出をする必要はないと思ったから	14.4
忙しくて届出をする暇がなかったから	6.0
うっかり届出を忘れていたから	7.8
制度の仕組みを知らなかった	15.9
加入したくない	55.9
保険料が高く、経済的に支払うのが困難	21.4
支払う保険料総額より受け取る受給総額が少ないと思うから	5.1
公的年金をあてにできない	12.0
もらえる年金額がわからないのであてにできない	2.6
制度の存続など年金制度の将来が不安だから	5.0
個人年金に入っているから	1.7
自分ではたらく	0.7
貯蓄や財産がある	0.9
これから保険料を払っても加入期間が少なく、年金がもらえない	4.3
すでに国民年金、厚生年金保険、共済組合の年金を受ける権利がある	0.3
近々就職するつもりだから	0.2
まだ若いから	0.4
制度がよくわからないから	0.3
手続きが面倒だから	0.0

注1) 無回答の者を除く。

2) 加入したくないの内訳は最も主要な理由である。

3) 10～59歳の者にかかる状況である。

第1号未加入者の今後の加入意志をみると、加入する意志の「ある」者は24.1%であり、「ない」者は52.3%となっている。

また、年齢階級別にみると、若い世代では加入意志のある者の割合が高い傾向があり、20～24歳では加入意志「あり」の者が30.2%、25～29歳では34.6%となっている。

第1号未加入者の今後の加入意志

	人数(千人)				割合(%)			
	総数				総数			
		あり	なし	無回答		あり	なし	無回答
第1号未加入者	635	153	332	150	100.0	24.1	52.3	23.6
20～24歳	78	23	14	40	100.0	30.2	17.8	52.1
25～29歳	90	31	37	22	100.0	34.6	41.3	24.1
30～34歳	53	15	24	14	100.0	28.7	45.1	26.3
35～39歳	37	11	17	8	100.0	31.1	46.8	22.1
40～44歳	68	19	41	8	100.0	27.3	60.6	12.1
45～49歳	98	15	62	21	100.0	14.9	63.8	21.4
50～54歳	133	30	82	20	100.0	22.9	61.8	15.3
55～59歳	78	8	54	16	100.0	10.6	68.7	20.7

注) 20～59歳の者にかかる状況である。

国民年金には保険料の納付 が免除される制度があります



保険料を納めるのが困難なときは——全額免除と半額免除

- 国民年金には20歳から60歳になるまでの40年間加入します。その40年間に所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難になったときは、お住まいの市区町村の国民年金の窓口申請して承認されれば、保険料が免除されます。
- 免除には、所得の状況等に応じて全額免除と半額免除があります。

全額免除

保険料の全額
(月額13,300円)が
免除されます。

半額免除

保険料の半額
(月額6,650円)が
免除されます。

※半額免除の承認を受けても、残りの半額の保険料を納められていない場合には、未納期間(年金を受けるのに必要な資格期間に算入されない期間)となりますので、ご注意ください。

※全額免除・半額免除の申請手続きは、前年に免除の承認を受けていた人を含めて、毎年必要です。なお、免除の期間は7月(または申請月の前月)から翌年6月までとなっています。



社会保険庁

www.nenkin.go.jp



免除の対象になる方



1. 前年の所得（収入）が少なく、 保険料を納めることが困難な場合

— 免除の対象となる所得（収入）のめやす —

■ 夫、妻のどちらかに所得（収入）のある世帯の場合

世帯員数	全額免除	半額免除
4人世帯（夫婦、子2人） （子の1人は16歳以上23歳未満）	164万円 （260万円）	285万円 （424万円）
3人世帯（夫婦、子1人） （子は16歳未満）	129万円 （210万円）	215万円 （333万円）
2人世帯（夫婦のみ）	94万円 （159万円）	172万円 （271万円）

■ 単身世帯の場合

世帯員数	全額免除	半額免除
単身世帯	35万円 （100万円）	85万円 （150万円）

（ ）内は収入

2. 障害者または寡婦であって、 前年の所得が125万円以下の場合

3. 生活保護法による生活扶助以外 の扶助を受けている場合

4. 申請のあった日の属する年度 または前年度において、

- 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産の概ね2分の1以上である損害を受けたとき
- 失業等により保険料を納付することが困難であると認められたとき
- 事業休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき

※ 次の添付書類が必要

失業の場合 — 雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写し

離職者支援資金の貸付を受けた場合
— 「貸付決定通知書」の写し

学生納付特例制度

学生の皆さんは多くの場合、所得が少ないことから、お住まいの市区町村の国民年金の窓口申請して承認されれば、学生期間中の保険料の納付が猶予され、社会人になってから納付することができます。

学生納付特例の承認を受けた期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

- 学生納付特例の申請手続きは、前年に承認を受けていた人を含めて、毎年必要です。なお、承認の期間は4月（または申請月の前月）から翌年3月までとなっています。



保険料免除・学生納付特例期間と年金額

老齢基礎年金では、全額免除期間は $\frac{1}{5}$ 、半額免除期間は $\frac{2}{5}$ で年金額が計算されます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金を受けるための資格期間に算入されますが年金額には反映されません。

■ 保険料免除期間と老齢基礎年金の年金額 学生納付特例期間

年 金 額	保 険 料 納 付	保険料免除期間		学 生 納 付 特 例 期 間
		全額免除	半額免除	
全 額 の 年 金				年 金 額 に は 反 映 さ れ ま せ ん
			3分の2 の 年 金	
		3分の1 の 年 金		

いずれの期間も老齢基礎年金の資格期間に算入

追納のお勧め

できるだけ満額の老齢基礎年金に近づけるために、保険料免除または学生納付特例の承認を受けた期間について、10年前の分までさかのぼって納付すること（追納）ができます。

- ただし、承認を受けた年度の翌々年度を超えて追納する場合の保険料額は、その当時の保険料に一定率を乗じて得た額となります。



（お問い合わせ先）

国民年金についての詳しいことは、お住まいの市区町村またはお近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

なお、申請書の提出先は、お住まいの市区町村の国民年金の窓口となっています。

国民年金保険料

申請免除の手続きを



困ったなあ…

失業等で保険料が
納められない…

そんな
ときは

所得がなかったり減少等により国民年金の保険料を納めることが困難なとき、申請をして承認を受けると、保険料の全額または半額の免除が受けられる制度があります。

失業等により所得がなく保険料の納付が困難な場合は、特例承認が受けられます(裏表紙参照)。

申請免除には

**全額
免除**と

**半額
免除**が

あります。

●保険料が「全額免除」となるか「半額免除」となるかは前年の所得に基づき決定されます。免除の基準については中面を参照してください。

免除承認期間について

申請



前年の
7月

承認期間

申請



今年の
6月

今年の
7月

免除の承認期間については、申請した日の前月から翌年の6月(申請日が1月から6月までの場合はその年の6月)までとなります。

引き続き7月からも免除の承認を受ける方または新たに免除の承認を受ける方は申請が必要です。

●免除申請は、毎年手続きが必要です。

●申請先はお住まいの区市町村の国民年金担当窓口となります。

社会保険庁 東京社会保険事務局 ●社会保険事務所 ●区市町村

社会保険庁国民年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

免除対象となる収入(所得)^(注1)の目安は、以下のとおりです。

世帯構成		全額免除	半額免除
4人世帯 (夫婦、子2人) 子の1人は16歳以上23歳未満		260万円 (164万円)	424万円 (285万円)
3人世帯 (夫婦、子1人) 子の1人は16歳未満		210万円 (129万円)	333万円 (215万円)
2人世帯 (夫婦)		159万円 (94万円)	271万円 (172万円)
単身世帯		100万円 (36万円)	150万円 (85万円)

(注1)内は所得

保険料の
全額を
免除する

全額免除の基準

被保険者本人、配偶者、世帯主のいずれもが下記に該当すると
きに保険料の全額免除が承認されます。

前年の合計所得金額^(注2)が次の計算式で得た額以下の場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{扶養} \\ \text{親族の数} \end{array} + 1 \right) \times 35\text{万円} + 24\text{万円} \quad (\text{注3})$$

※ 障害者または寡婦である場合は125万円以下となります。

(注3) 24万円の加算は扶養家族がいる場合のみです。単身の場合、加算はありません。



こんなコトも
できるんだ...

▶ 全額免除に該当する場合でも、半額免除の申請を
行うことができます。

具体例 1

● 全額免除となる事例

(夫が世帯主で妻および子2人を扶養している場合)

夫 47歳	妻 45歳	子 17歳	子 14歳
被保険者	被保険者	0万円	0万円
所得 150万円	0万円		

夫の場合は扶養家族が妻と子2人のため、

$$(3 + 1) \times 35\text{万円} + 24\text{万円} = 164\text{万円}$$

が免除基準となりますので、夫の所得(150万円)は免除基準内となります。

また、妻の場合も所得もなく、免除基準に該当しますので、2人とも全額免除となります。

具体例 2

● 全額免除とならない事例

(夫が世帯主で子2人を扶養している場合)

夫 47歳	妻 45歳	子 17歳	子 14歳
被保険者	被保険者	0万円	0万円
所得 100万円	50万円		

夫の場合は扶養家族が子2人のため、

$$(2 + 1) \times 35\text{万円} + 24\text{万円} = 129\text{万円}$$

が免除基準となりますので、夫の所得(100万円)は免除基準内となります。

妻の場合、扶養親族がいないため、

$$(0 + 1) \times 35\text{万円} = 35\text{万円}$$

が免除基準となりますので、妻の所得(50万円)は免除基準に該当しないこととなります。したがって、この夫婦の場合、世帯の合計所得は具体例1と同じ150万円ですが、妻が免除基準に該当しないため、2人とも全額免除とはなりません。



(注1) 所得とは

収入から各種所得控除または必要経費を差し引いたものです。

給与所得=収入金額-給与所得控除
事業所得=収入金額-必要経費

例) パート収入90万円の場合
90万円-65万円=25万円
この場合の所得は25万円となります。

(注2) 合計所得金額とは

次の所得金額の合計となります。

- 1 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額
 - 2 土地等にかかる事業所得等の金額
 - 3 長期譲渡所得金額
 - 4 短期譲渡所得金額
 - 5 商品売物取引にかかる雑所得等の金額
- ※ 全所得の合計所得金額については、計算上および損失の控除前の金額となります。

保険料の
半額を
免除する

半額免除の基準

助かるわ



被保険者本人、配偶者、世帯主のいずれもが下記に該当すると
きに保険料の半額免除が承認されます。

前年の合計所得金額(注2)が次の計算式で得た額以下の場合

各種控除
(A)

各種控除
(B)

+ 68万円

※ 障害者または寡婦である場合は125万円以下となります。

各種控除
(A)

- ・障害者 1人につき 27万円
(特別障害者の場合40万円)
- ・高齢者 50万円
- ・寡婦または寡夫 27万円
(特別寡婦の場合35万円)
- ・勤労学生 27万円
- ・上記の定額控除の他に
・医療費控除額・社会保険料控除額・
配偶者特別控除 等があります。

各種控除
(B)

- ・老人控除対象配偶者または
老人扶養親族 1人につき 48万円
- ・特定扶養親族 1人につき 63万円
(14歳以上22歳未満の扶養親族)
- ・それ以外の扶養親族など
1人につき 38万円



助かる分、
しっかり納めよう

▶ 半額免除を承認された期間は、半額分の保険料を納めていただくことになります。
納めない場合は保険料未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

具体例 3

● 半額免除となる事例

(夫が世帯主で妻および子2人を扶養している場合)

夫 47歳	妻 45歳	子 17歳	子 14歳
被保険者	被保険者		
所得 200万円	0万円	0万円	0万円

半額免除の基準については、(A) および (B) の各
種控除の金額に68万円をプラスした者が免除の基準
となりますので、この事例の夫の場合は、

(33 + 138) 万円 + 68万円 = 240万円

が免除基準となりますので、夫の所得(200万円)は半
額免除基準内となります。

また、妻の場合も所得もなく、半額免除基準に該当
しますので、2人とも半額免除となります。

(A) 配偶者特別控除	33万円
(B) 扶養親族(配偶者)	38万円
特定扶養親族扶養控除	63万円
扶養控除	38万円
	139万円



免除の特例承認について



免除の基準を超えている場合でも失業等により保険料の納付が困難なとき、特例承認が受けられます。この場合の必要な添付書類は右記のとおりです。

なお、配偶者、世帯主に一定以上の所得がある場合には、免除が承認されないこともありますので、お住まいの区市町村または社会保険事務所までご相談ください。

<添付書類>

- ・雇用保険受給資格者証
- ・雇用保険被保険者離職票
- ・離職者支援資金の貸付決定通知書
- ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等

Q 将来の年金額はどうなるの？

A 免除期間は年金の受給に必要な期間（受給資格期間）には算入されますが、年金額は、全額免除期間については保険料を納めた場合の3分の1、半額免除期間については保険料を納めた場合の3分の2で計算されます。

（注）半額免除は、半額の保険料を納付することが必要です。

全額免除の年金額 3分の1
半額免除の年金額 3分の2

Q もしものときの保障は？

A きちんと申請して免除が承認されていれば、もしものときの障害や死亡といった不慮の事態にも、障害基礎年金・遺族基礎年金の保障が受けられます。ですから、保険料の納付が困難な場合は、必ず免除の申請手続きを行ってください。



国民
年金

■ 障害基礎年金（平成18年度）——	
1級	993,100円（月額82,758円）
2級	794,500円（月額66,208円）
■ 遺族基礎年金（平成18年度）——	
子が1人いる妻	1,023,100円（月額85,258円）
子が2人いる妻	1,251,700円（月額104,308円）

Q 免除期間の保険料は、後から納められるの？

A 全額免除および半額免除を受けた期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができる追納の制度があります。（経過期間に応じて一定の利率が加算されます。）

追納を希望される場合はお住まいの社会保険事務所にお問い合わせください。

学生納付特例制度

学生の方には、本人所得が一定以下の場合、在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。この対象となる方は、申請免除（全額・半額）の対象とはなりません。

くわしくは、お住まいの区市町村の国民年金担当窓口または社会保険事務所にお問い合わせください。



失業
などにより

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金 保険料免除制度 の手続きを！

保険料の全額の納付が免除される「全額免除」
保険料の半額を納め、半額を免除される「半額免除」
があります。

失業などにより収入が無いなどの理由で、国民年金保険料を納めることが困難なときには、申請により一定の基準のもとに保険料の免除を受けることができます。

免除期間は受給資格期間となり、全額免除期間は3分の1、半額免除期間は3分の2（残りの半額の保険料を納めることが必要）が年金額に反映されます。

保険料を納められないからといって未納のままにして、将来年金を受けるための資格期間が足りないといったことのないように注意しましょう。



保険料免除（全額・半額）を申請できるのは、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方です。

手続きは、
お早めに！

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口へ

国民年金の加入手続きと同時に免除申請もできます。

市区町村の国民年金担当窓口申請して、社会保険事務所が前年所得などを審査して承認されると、保険料の全額または半額が免除されます。



神奈川社会保険事務局・社会保険事務所

免除申請(全額・半額)の対象となる方

免除申請者、免除申請者の配偶者、世帯主の3名の方全員が前年所得などの定められた基準に該当することが要件となります。

1 前年所得(収入)が少ない方

※所得(収入)のめやすは右下の表を参考にしてください。

2 本年度または前年度に失業、倒産、事業の廃止、天災などにあった方

3 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の方

4 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方



世帯別所得の判定ラインのモデルケース 免除対象となる世帯主の所得(収入)の概算

扶養人数	全額免除	半額免除
3人扶養(夫婦・子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満)	164万円 (260万円)	285万円 (424万円)
2人扶養(夫婦・子1人) (子は16歳未満)	129万円 (210万円)	215万円 (333万円)
1人扶養(夫婦のみ)	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)
扶養なし	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

※本人、配偶者、世帯主各々の扶養の人数の欄が基準となります。

手続きにご持参いただくもの

- 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの(納付書等)
- 認印(本人が署名する場合は不要)
- 失業などを理由とするときは、下記のいずれかが必要です

- 雇用保険受給資格者証の写し
- 雇用保険被保険者離職票の写し
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
- 公務員等については辞令の写し
- 離職者支援資金制度の貸付金を受けた場合は「貸付決定通知書」の写し

※申請者の配偶者及び世帯主が失業の場合は、該当するすべての方が必要です。

※雇用保険の適用がない離職者の方は、お住まいの社会保険事務所へお問い合わせください。

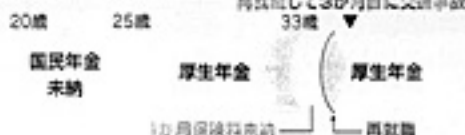
※今年、他の市区町村から転入された方は、前年の所得状況(各種控除内容(社会保険料控除、医療費控除等)も記載されている)を証明するもの



免除になっていれば大丈夫だけど...

こんなケースは、「次の勤め先が決まるまで」のつもりで保険料を納めなかったり、免除も受けていなかったら...

20歳から5年間、国民年金保険料を未納、25歳から厚生年金加入、33歳の時に転職。転職するまでの1か月は保険料未納。再就職して3か月目に交通事故で障害者になった。



1 20歳から交通事故にあうまでの期間で、保険料納付済期間(厚生年金期間も含む)と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上ないため障害基礎(厚生)年金は受給できません。

2 平成18年3月までの特例で、最近の1年間に保険料の未納月がなければ受給できますが、この場合は未納期間があるため、障害基礎(厚生)年金は受給できません。

必ず
お読み
ください

保険料免除を希望される方へ

保険料免除を希望される方は、右頁の裏面の「国民年金保険料免除申請書(全額・半額)」に必要事項をご記入のうえ、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口へ提出してください。
後日、社会保険事務所で前年の所得などを審査し、結果(承認・却下)を郵送(ハガキ)にてご連絡します。

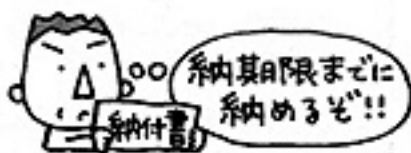
1 免除(全額・半額)が承認された場合

申請した月の前月(7月の申請の場合は、7月から)から平成17年6月まで、保険料の全額または半額の納付が免除されます。
(平成16年度の保険料は月額13,300円です。)



2 半額免除が承認された場合

新たに送付される半額保険料の納付書で、納期内に納付してください。
半額の保険料(6,650円)を納付しないと、未納期間の扱いとなりますので、必ず納付してください。
(平成16年度の半額免除保険料額6,650円)



半額の保険料の納め忘れにご注意ください!

3 免除申請が却下された場合

お手元の納付書で、保険料を納付してください。



4 免除(全額・半額)は毎年手続きが必要です

免除(全額・半額)は前年の所得を基準としますので、申請手続きは毎年必要となります。
毎年、所得の申告は忘れずに行ってください。



※免除(全額・半額)を承認されても、未納期間にかかる催告状等が送付される場合がありますのでご了承ください。

ここが違う! 免除(全額・半額)と未納

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	受け取る老齢基礎年金額は	障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは	後から保険料を納めることは(追納)
全額免除	支給資格期間に入ります	免除期間は年金額に3分の1が反映されます	保険料を納めたときと同じ扱いになります	10年以内なら納めることができます (75歳から80歳までの保険料は追納できません)
半額免除 (半額納めたことが前提)	保険料の半額を納めると支給資格期間に入ります	保険料の半額を納めると3分の2が年金額に反映されます	保険料の半額を納めると全額納めたときと同じ扱いです	※免除された期間は、10年以内なら納めることができます (75歳から80歳までの保険料は追納できません)
未納	支給資格期間に入りません	年金額に反映されません	年金を受けられない場合もあります	2年以内なら納めることができます

※半額免除の承認を受けた時は、免除承認を受けていない半額の保険料を2年以内に納付しないと、追納により納付することができなくなります。

記入例

太ワク内は必ず記入してください。

申請書は、市区町村の国民年金担当窓口にもあります。

[illegible]

※お問い合わせは、お住まいを管轄する下記社会保険事務所(事務所)をお願いします。

社会保険事務所	電話番号	管轄（お住まい）
小田原事務所	0463(22)1391	小田原市・南定橋市・定橋上部・定橋下部
鶴見	045(32)12641	鶴見区・神奈川区
港北	045(54)8888	港北区・緑区・青葉区・都賀区
横浜中	045(54)17501	中区・西区
保土ヶ谷	045(305)7111	保土ヶ谷区・地区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区
横浜南	045(742)5511	南区・磯子区・金沢区・港南区
川崎	044(233)0181	川崎区・幸区

社会保険事務所	電話番号	管 轄 (お 住 ま い)
高 津	0443880111	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
平 塚	0463221515	平塚市・秦野市・伊勢原市・中部
厚 木	0462231717	厚木市・海老名市・座間市・綾瀬市・賀甲郡
相 模 原	0427451811	相模原市・大和市・津久井郡
横 濱 賀	0463271125	横浜賀市・逗子市・三浦市・三浦郡
横 濱 栄	0466301151	横浜栄市・鎌倉市・茅ヶ崎市・海老原市

1. 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 2. ★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。 3. ★印の欄は、記入する必要がありません。

(注 意)

提出先について

この申請書は、住所地の市役所、区役所、あるいは町村役場に提出してください。

記入について

1. 太線枠内が記入欄です。楷書ではっきりと記入してください。

2. 被保険者、配偶者、世帯主について記入してください。

なお、基礎年金番号及び生年月日は、被保険者のものを記入してください。

3. 「前年所得の有無」及び「前年において所得税が課されていたか」欄は、該当するものを○で囲んでください。なお、免除申請を提出する月が2月から7月までの間である場合には「前年所得」とあるのは、「前々年所得」と読み替えてください。(ただし、7月に申請し、翌年6月まで免除承認を希望する方は、「前年所得」と「前々年所得」の有無等について記載してください。)

4. 「備考」欄に記入していただきたいこと。

①次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除の申請をするときは、「備考」欄に、その事実及びその年月日を記入してください。

ア、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。

イ、生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護をうけなくなった。

ウ、ハンセン病療養所、国立療養所または国立保養所を退所した。

②申請される年度または前年度において震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、被保険者又は所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族が所有する住宅、家財、その他の財産に損害を受けたときは、その災害による被害額(保険金、損害賠償金等を受けたときはその金額を除く)及び被害を受けた物件名等、その状況等についてそれぞれ詳しく記入してください。(記入できない場合は、別の用紙に記入し添付してください。)

③申請される年度又は前年度において失業したことにより免除の申請を行うときは、その旨を記入してください。

④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。

5. この申請書の申請者記入欄に、この申請書の提出年月日、申請者の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。(申請者の自署の場合は押印の必要はありません。)

添付書類について

1. この申請書には、国民年金手帳または基礎年金番号通知書を添付してください。

2. 前年所得又は前々年所得の状況を明らかにすることができる書類。

(課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しまたはこれに代わる証明書を添付してください。ただし、市区町村長が前年又は前々年所得の状況を証明した場合においては、これらの書類を添付する必要はありません。)

3. 申請される年度又は前年度において失業したことにより免除の申請を行うときは、失業をしたことを確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付してください。